

鳥取大学大学教員養成プログラム実施要項

令和7年1月22日

第5回教育支援委員会承認

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学において、学生が大学教員として学識を教授するために必要な能力を培うことを目的とする大学教員養成プログラム（以下「プログラム」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(プログラムの構成)

第2条 プログラムは、次に掲げる科目により構成する。

- 一 大学教育の理論と方法Ⅰ（履修手続を要することに留意する。）
- 二 大学教育の理論と方法Ⅱ

(受講対象)

第3条 プログラムの受講の対象は、博士課程（前期2年の課程を除く。）の学生とする。

2 プログラムの受講は、学生の任意によるものとする。

(修了認定)

第4条 第2条に定める科目を全て修め、修了の認定を受けようとする学生は、所定の様式により申し出るものとする。

- 2 理事（教育担当）は、前項の申請に基づき、修了認定証を交付する。
- 3 修了認定証の様式は、別紙様式のとおりとする。

(事務)

第5条 この要項に関する事務は、学生部教育支援課において行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、教育支援委員会の議を経て定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

受講されたい大学院生は、学務課教務係まで連絡してください。
連絡先：me-daigaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp